

食安輸発第 1025007 号
平成18年10月25日

各地方厚生局健康福祉部長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

登録検査機関における検体採取について

標記について、食品衛生登録検査機関協会から別添のとおり、「登録検査機関における輸入食品（命令検査を除く）の検体採取要領」の一部を改正し、輸入食品検査の適正な検体採取の周知徹底を図る旨の連絡があったことから、貴局においても、当該検体採取に係る登録検査機関への適切な指導方よろしく願います。

別添

平成18年10月23日

食品衛生登録検査機関協会
会 員 各 位

食品衛生登録検査機関協会
輸入食品検査部会長 高谷 幸

「登録検査機関における輸入食品(命令検査を除く)の検体採取要領」
について

日頃、当協会の活動につきましてご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、先般一部の検査機関が検査命令の検体採取において、無作為抽出等を行わずパレットを事前に用意させ、上部の箱だけから採取する等を行っており、このような検体採取方法は業者が悪用する可能性があるとの報道がなされました。

本件の事実関係は別として食品衛生登録検査機関としての信頼性を損なわれないよう適切に対処するため平成17年5月23日付け事務連絡にてご連絡した「登録検査機関における輸入食品(命令検査を除く)の検体採取要領」の留意事項を再検討し下記のとおり追加修正しましたので検体の採取にあたっては十分に留意されますようお願いいたします。

なお、本件標題が(命令検査を除く)の「検体採取要領」となっておりますが、報道は検査命令の検体採取を事例にされたものであるところから当然のことながら命令検査の検体採取にあっても同様に実施するものであることを申し添えます。

おって、本件留意事項に基づき検体採取が円滑に行えるよう厚生労働省及び検疫所に対しても輸入者、通関業者並びに保税倉庫業者への周知方を別添の通りお願いしておりますことを申し添えます。

記

1. 要領1の(1)及び(2)中「パレットから検査員が任意に検査対象を抽出する。」について、コンテナ、冷凍倉庫及び機械倉庫等検査員が任意に検査対象を抽出することが困難な場合にあってはロットの構成の確認以前にあらかじめ検体採取対象パレットを指示しておいても差し支えないものであること。この場合事前に関係書類等でロットの構成を確認し、検体のサイズの大きさ毎に検査対象とすることを明確に指示しサイズ毎にパレットを抽出させる等業者等の意志が及ばないよう複数のパレットから採取できるよう指示すること。
 2. 抽出されたパレットからのカートンの抽出は上中下段から抽出する等偏りがないように行うこと。
 3. カートン内に内箱がある場合は上中下段等から業者等の意思が及ばないよう無作為抽出すること。
- なお、試験品取扱標準作業書に、上記1から3の事項に対応できるよう明記するとともに、試験品取扱い作業結果の適切な記録・保管の徹底を図ること。